西表島世界遺産センターに係る情報発信コンテンツ企画制作業務
募集要領

１　趣旨

本業務は、西表島世界遺産センター（以下、「遺産センター」という。）の開業に向けて、西表島の世界自然遺産としての価値及び遺産センターの役割について効果的に発信し、施設の認知向上及び来館促進を図ることを目的として、「令和７年度（繰越）西表島世界遺産センターに係る情報発信体制等整備業務」での検討内容に基づいて、情報発信体制の整備、広報素材の制作、プロモーションの企画実施、メディア PR 活動の実施並びに普及啓発グッズ等の制作を行うものである。

２　業務名

西表島世界遺産センターに係る情報発信コンテンツ企画制作業務

３　委託業務の内容

企画提案は、下記の業務について提案書を作成して提出するものとする。なお、詳細については、仕様書を参照すること。

（１）募集する企画は、下記の全てに合致する。

① 情報発信体制の整備
② 広報素材の制作
③ プロモーションの企画・実施
④ メディア向けPR活動の実施
⑤ 普及啓発グッズの製作

（２）業務打合せの実施

（３）委託事業全体を総括する担当者１名の配置

（４）本件に関わる各関係者との連携とその取りまとめ

（５）事業完了報告書の作成

① 実施内容、整備内容、事業効果とともに、事業全体の報告を取りまとめること。
② 事業に掛かった費用内訳及び支払いやその適正を証明する証憑書類（見積書、納品書、請求書、領収書、根拠資料等）を提出すること。

＜例＞外注先企業等からの請求書、外注先企業等への支払証明書、自社人件費の稼働一覧・勤務表など

（６）その他、事業実施にあたり竹富町と協議の上、事業遂行に必要とされる事業

４　委託期間

契約締結の日から令和９年11月30日（火）まで

５　提案上限額

14,634,213円（消費税込）

提案にあっては、各種費目の単価、内訳及び金額の根拠を記載すること。ただし、この金額は企

画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

６　応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定に該当しないこと。

（２）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（３）過去５年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む）、地方公共団体若しくは公共的団体又は地方公共団体から指定管理者制度により公の施設の管理運営を委託された法人発注の情報発信分野に関する業務実績があること。

（４）本事業を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、上記に掲げる委託業務の内容を的確に実施できる能力を有すること。

（５）今回の業務に際して、主として本業務に従事する１名以上の担当者を割り当て、本事業に係る統制及びその他事務について、十分な遂行体制がとれること。

（６）応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。その場合の要件は以下のとおりとする。

ア　共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。

イ　共同企業体を構成する全ての事業者は、応募資格(１)及び(２)の要件を満たすこと。

ウ　共同企業体を構成する事業者のいずれかが、応募資格(３)から(５)までの要件を満たす者であること。

７　応募方法

企画提案にかかる応募申請を行おうとする者は、次により申し込むものとする。

（１）応募書類

ア　応募申請書（様式１）

イ　企画提案書（様式２）

ウ　会社概要（様式３）

エ　業務実績書（様式４）※応募資格(３)が明記されていること

オ　積算書（様式５）

カ　執行体制（様式６）

キ　事業計画（様式７）

ク　質問書（様式８）

ケ　共同企業体協定書（様式９）※共同企業体で応募する場合のみ。

コ　その他の書類（様式任意）※共同企業体で応募する場合は代表事業者のもの

①　定款、規約その他これらに類する書類

②　登記簿謄本の写し

（２）応募様式

指定の様式を基本とするが、必要に応じ様式の変更を可とする。ただし、Ａ４版を使用すること。

（３）提出方法

電子メール、郵送または持参にて提出するものとし、期限内に到着するよう送付すること。

（４）提出部数

提出部数は、（１）の「ア　応募申請書（様式１）」及び「ケ　共同企業体協定書」、「コ　その他の書類」については１部とし、「イ～キ」の応募書類については７部とする。ただし、電子メールにより提出する場合は、電子データ一式のみで差し支えない。

（５）提出期限

令和８年11月24日（火）17時必着

（６）提出場所

竹富町役場自然環境課

8　審査の方法

応募のあった企画提案については、選定委員会を設置し書類審査又はプレゼンテーション等を実施して審査を行い、最も優れた企画提案書を提出した者を最上位入選者として選定する。プレゼンテーションを行う場合の開催場所は、竹富町役場又はWEB会議システムにて行うものとする。なお、WEB会議システムを用いた実施を希望する場合、プレゼンテーションに使用するWEB会議室は応募者が用意するものとし、竹富町は接続不良等の不具合に関する責は負わない旨を了承すること。

ただし、応募者多数の場合は、自然環境課において書類審査を行い、おおむね３者を選定委員会への参加者として選定するものとする。

また、応募者が１者の場合は、選定委員会において書類審査又はプレゼンテーション等を実施の上、総合的に優れていると判断できる場合には、当該応募者を選定事業者候補とする。

審査結果については、応募者全員に文書で通知するものとする。なお、審査の結果や、内容についての問い合わせには応じないものとする。

9　委託契約の締結

選定された最上位者と委託内容について協議を行い、委託契約を締結する。ただし、最上位者と委託に関する必要な協議が合意に至らなかった場合は、次順位以降の者と協議し、契約するものとする。

10　企画提案に係るスケジュール

委託事業者の選定及び委託契約については、仮に下記の日程にて実施するものとする。

質問締切	令和８年11月17日（火）17時
応募締切	令和８年11月24日（火）17時
企画提案審査	令和８年11月30日（月）午後
審査結果通知	令和８年12月上旬（予定）
委託契約締結	令和８年12月中旬（予定）

11　その他

（１）費用の負担及び提出書類の非返却

提出書類等の作成・提出その他応募のために要する費用は、応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。

（２）企画提案書等の非公表

提出された企画提案書、審査内容及び審査経過については、公表しない。

（３）提案件数

提出する企画提案書は、１事業者当たり(共同企業体含む)１案に限るものとする。

（４）応募の無効

募集要領に適合しない応募は無効とする。

（５）事務取扱

竹富町の休日を定める条例（平成５年竹富町条例第19号）第１条第１項に規定する町の休日を除く、９時から17時までとする。

（６）資料の閲覧

本業務を行うに当たって、企画提案希望者は、必要に応じて関連業務の報告書を、所定の手続を経て竹富町役場内で閲覧することを可能とする。資料閲覧を希望する者は、12に記載の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、本業務における情報セキュリティ保護等の観点から、提示できない場合がある。

12　提出先及び連絡先

竹富町役場自然環境課

〒907-8503　沖縄県石垣市美崎町11番１

TEL：0980-83-1306（内線3401）　FAX：0980-82-6199

E-mail：shizenkankyoka@town.taketomi.okinawa.jp